

10月1日（火）から、公共施設の使用料等が一部改定となります

本町では、長年に渡り、公共施設の使用料（利用料金）や、行政サービスの利用に伴う手数料を据え置いてきましたが、一方で、この間に消費税率の引上げや物価の上昇などにより行政コストが増加していることから、使用料等の見直しに取り組みこととしました。

今回の見直しでは、統一的な基準に基づき使用料等の算定を行い、利用者へ、より適切な負担を求めることで、サービスを利用する人、しない人との負担の公平性を図ることとしました。

新しい使用料等は、10月1日から適用します。（施設利用は、10月1日以降の利用を9月30日以前に申請した場合も適用）皆さまのご理解とご協力をお願いします。

詳細については、各問合せ先にてご確認ください。※町ホームページ（<http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1552456767548/index.html>）でもご確認ください。

●対象施設

施設名	問合せ先	施設名	問合せ先
町公民館	☎854-3111 (町公民館)	深原地区公園	☎820-5580 (東部地域健康センター)
老人福祉センター		くまの・こども夢プラザ	☎820-5502 (くまの・こども夢プラザ)
東公民館	☎854-4138	熊野団地防災センター	☎854-7695 (町民体育館)
くまの・みらい交流館	☎854-1673	町民体育館	
中央ふれあい館	☎820-5511	町民グラウンド	☎854-7695 (町民体育館)
西部地域健康センター	☎820-5501	各小・中学校体育館・武道館	
中央地域健康センター	☎855-2855 (熊野町社会福祉協議会)	各小・中学校グラウンド	☎855-3010
東部地域健康センター	☎820-5580	筆の里工房	

●対象手数料

手数料名	問合せ先
印鑑登録証再交付手数料	☎820-5604 (住民課)

(財務課)

平成30年度 熊野町住民参加型まちづくり施設整備事業結果報告

平成30年度 熊野町住民参加型まちづくり施設整備事業補助金の採択を受けた、一般財団法人筆の里振興事業団、一般社団法人全国書画展覧会により、次の施設が整備されました。
※この事業は、一般財団法人民間都市開発機構の拠出金を活用しています。(地域振興課)

筆の里工房観光案内板整備事業

筆の里工房への道案内と、展覧会などの告知のための観光案内板を設置しました。また、北部農道入口の案内板には、ふでりん石像も設置し、ふでりんロードの新たなポイントとして加わります。

今年25周年を迎える筆の里工房、リニューアルオープンして、皆さまのご来館をお待ちしています。



問筆の里工房 ☎855-3010

全国書画展覧会 展示体験施設整備事業

3月23日、全国書画展覧会展示体験施設がオープンしました。この施設では、「全国書画展覧会」「ふれあい書道展」の優秀作品展示や、町内の観光スポットの紹介、書の体験なども行います。また、書画作品の企画展示の場としてもご利用できますので、気軽にご来場ください。



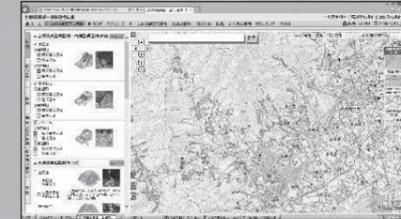
◀施設外観
▼展示コーナー

▷開館時間 9:00~17:00
▷休館日 土・日曜日、祝日
☑熊野町中溝4丁目17番12号
☑全国書画展覧会 ☎854-5555

災害から身を守る ~危険な場所について知る~

第三小学校区の基礎調査結果が公表されました

広島県が実施している土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果が公表されました。熊野町でも公表資料の閲覧ができます。



←公表された警戒区域・特別警戒区域は、インターネットでも確認することができます。

1. 調査区名 熊野第三小学校区
2. 閲覧場所 危機管理課
3. 閲覧時間 8:30~17:15 (閉庁日を除く)

土砂災害ポータル広島 (土砂災害警戒区域・特別警戒区域)
<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

これにより、熊野町内のすべての学校区での基礎調査が終了しました。公表資料には指定前の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報が記載されています。

※内容の詳細については、広島県西部建設事務所 事業調整・土砂法指定推進班 (代表 ☎250-8164) にお問い合わせください。

●●●●●●●●●●土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について●●●●●●●●●●

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建物や住民の生命または身体に著しい危害を生ずる恐れがあると認められ、一定の開発行為などに制限がかかる土地の区域です。

❶ 警戒区域内に住んでいますが、特別警戒区域に指定されていないから大丈夫ですか？

- A. 警戒区域内でも、大きな被害が発生する恐れがあります。
平成30年7月豪雨では、町内において、警戒区域内での大規模な土石流被害が発生しました。



←航空写真と当時の警戒区域の比較です。濃く色が塗られている部分が警戒区域です。警戒区域内で大きな被害が発生していることがわかります。地域ぐるみで避難体制を整え、早めの避難をしましょう。

❶ 警戒区域に指定されていませんが、避難しなくても大丈夫ですか？

- A. 警戒区域外であっても、土砂災害の規模などによっては、土砂が流入する可能性があります。大雨・長雨の際は家や身の回りに注意し、危険を感じたら安全な場所に避難してください。

●●●●●●●●●●避難体制の整備に向けて~自主防災組織を設立しましょう~●●●●●●●●●●

熊野町では、災害に強いまちづくりの一環として、自主防災組織の設立、運営支援を行っています。自主防災組織とは、団地や地域単位で結成され、平時は災害に備えて勉強会や訓練を行い、災害発生時には避難や初期消火等を協力しておこなう組織のことです。災害死ゼロを目指し、自主防災組織を結成し、地域ぐるみで防災・減災に取り組みましょう。自主防災組織の立ち上げ、支援事業に関するお問合せは危機管理課 (☎820-5631) まで。